

組合 Q & A

理事・監事の両方に当選

投票制で理事五名、監事二名を連記させたのだが、ある者が理事の二番目、監事の一番目に当選した

理事と監事の両方に当選する可能性があるのは、自由投票制の選挙の場合だけです。指名推選制、立候補制、選任性では両方に当選することはあり得ません。

自由投票制では、得票数の多い者から順番に理事から監事へと当選者を決めていくケースを見かけますが、これは監事に失礼です。なぜなら、監事は理事の下部機関ではないからです。

監事は会計監査を通じて理事の職務をチェックする大変重要な役目の人です。その監事を理事よりも得票数の少ない者とするのは好ましいことではありません。

とはいっても、ほとんどの組合の監事は、年に一回監査をして監査報告を型どおりに書くだけです。理事会などに出席することも

義務づけられていませんから、一般に閑職と考えられていて、理事より楽だとされています。

そんなところから、無記名投票で得票数の少ない人が監事になるという慣例が定着し、何の疑問も感じることなく選挙が行われている組合があります。この方法だと割り振りのルールが決まっているので、自由投票制でも理事と監事の両方に当選することはありません。

しかし、自由投票制を正式に行うと理事と監事の両方に当選するケースが出てきます。連記式無記名投票を行う前に、議長は、次のように説明します。「投票用紙に理事と監事を書く欄があるので、理事〇名、監事〇名をその空欄へ記入してください。なお、理事と監事は兼職することはできないので、理事の欄へ書いた人を監事の欄へは書かないでください。」

開票したところ、理事の欄と監事の欄に同じ名前を書いた人はいませんが、理事と監事の両方に当選する人が出てしまいました。考えてみれば当然のことです。理事と監事は役割が違ふといっても、投票する側はそんなことは考

えません。組合に協力的な人の名前を書くだけです。ですから両方に当選する人が出るのです。さて、どうすればよいのでしょうか。

両方に当選したら、本人にどちらに就任するかを選んでもらうこととなります。

こうした事態を避けるために理事と監事で選出方法を分けることも検討に値します。理事は無記名投票、監事は指名推選というように分けるのです。指名推選制は、指名された人を分けて賛否を問うことは許されません。しかし、理事と監事を分けることは許されません。理事は自由投票制にして監事だけに指名推選制を適用することのできるのです。

ポイント

★両方に当選したら当選者には選ばれる

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 組合員、登記、届出に関する正誤問題です。

【第1問】利益相反取引を行おうとする組合の理事は、理事会の定足数には入るものの、議決権は停止される。

【第2問】法人組合員の場合、組合の役員になるのは法人そのものである。

【第3問】役員の数分の3分の1を超える者が欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。

《解答》【第1問】×（利益相反取引をしようとする理事は、理事会の承認を得る必要がある。この理事会では特別利害関係人になり、議決権はなく定足数のカウントからも除外される。）
【第2問】×（組合の理事には、法人はなれないと法律に明記されている。旧商法が法人の取締役就任について明文規定を持たなかったため学説上の争いがあったが、会社法においては、法人は役員欠格者とされ、組合関係法も同様の規定を入れている。）
【第3問】○